

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金
自動車運送事業の安全総合対策事業
(先進安全自動車 (A S V) の導入に対する支援)

補助対象装置、補助対象車両、補助限度額

補助率 1 / 2 (1 / 3)

区分	補助対象装置	補助対象車両	補助限度額
①	衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	車両総重量 3.5 t 超のトラック、バス	※1 100,000 円 (67,000 円)
②	車間距離制御装置 + 車線維持支援制御装置	トラック、バス、タクシー	100,000 円 (67,000 円)
③	ドライバー異常時対応システム	トラック、バス、タクシー	100,000 円 (67,000 円)
④	先進ライト	トラック、バス、タクシー	100,000 円 (67,000 円)
⑤	側方衝突警報装置	車両総重量 3.5 t 超 8 t 以下のトラック、バス	50,000 円 (33,000 円)
⑥	後側方接近車両注意喚起装置	車両総重量 3.5 t 超のトラック、バス	50,000 円 (33,000 円)
⑦	統合制御型 可変式速度超過抑制装置	バス	100,000 円 (67,000 円)
⑧	アルコール・インターロック	トラック、バス、タクシー	100,000 円 (67,000 円)
⑨	事故自動通報システム ※2※3	トラック、バス、タクシー	50,000 円 (33,000 円)
⑩	車輪脱落予兆検知装置	車両総重量 8 t 以上のトラック 乗車定員 30 人以上のバス	50,000 円 (33,000 円)
⑪	道路標識注意喚起装置	トラック、バス、タクシー	30,000 円 (20,000 円)

注) () 内は貸切バス事業者 (貸渡し先も同様) が中小企業者以外の補助率等である。
また、同一車両に複数の装置を装着する場合の車両 1 台あたりの補助限度額は、トラックは 200,000 円、バスは 300,000 円 (中小企業者以外は 200,000 円)、タクシーは 150,000 円とする。

※1 トラクタに装着するものであって、当該トラクタとともにトレーラーを導入する場合の補助限度額は、150,000 円とする。

※2 後付けのものも可とする。(ただし、補助対象システムは、国土交通大臣が認定したものに限る)。

※3 後付けの事故自動通報システムにあっては、補助限度額は 30,000 円 (中小企業者以外は 20,000 円) とする。
また、サブスクリプションによる導入も補助対象とすることとし、その場合の補助限度額は 12 ヶ月分の料金 × 1 / 2 (中小企業者以外は 1 / 3) とする。

事業スキーム

国：国土交通省

補助金交付・指導監督

補助事業執行団体：公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

補助金申請の審査・採択

対象者：タクシー事業者等・バス事業者等・貨物自動車運送事業者等

補助金申請

申請受付期間

公募発表の日～令和8年1月30日 (金) 午後5時00分

事業詳細は、公益財団法人日本自動車輸送技術協会のホームページをご確認ください。

U R L : <https://ataj-asv.jp>

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 事業部【補助金執行グループ】

E-mail : kokuhojo@ataj.or.jp